

山梨県公報

第千五百二十五号

平成十六年

十一月十八日

木曜日

目次

告示

都市計画事業の事業計画の変更認可(三件)……………七四九

公告

大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を
行う者の変更の届出……………七五〇

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十二件)……………七五〇

公共測量の実施……………七五三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七五三

正誤

平成十六年七月二十九日付け第千四百九十六号中(三件)……………七五四

告示

山梨県告示第五百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 施行者の名称

富士吉田市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年二月十九日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

山梨県告示第五百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 施行者の名称

大月市

二 都市計画事業の種類及び名称

大月都市計画下水道事業大月市公共下水道

三 事業施行期間

平成十六年三月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十三年山梨県告示第二百一十一号の事業地のとおり

2 使用の部分

なし

山梨県告示第五百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 施行者の名称

上野原町

二 都市計画事業の種類及び名称

上野原都市計画下水道事業上野原町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月二十日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十三年山梨県告示第二百十六号の事業地に上野原町大字上野原字羽佐間、字寺畑、字桐の木、字エビ沢及び字諏訪並びに大字新田字姥ヶ懐の各一部を加え、大字上野原字かみや、字六貫目、字下新町、字大間々、字大房、字関山、字ミドノウ下及び字塚場地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

公 告

● 大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年三月十八日まで縦覧に供する。
平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 南アルプスビッグステージ

(二) 所在地 南アルプス市在家塚五百六十五番地

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項

変更前

変更後

大規模小売店舗の名称

白根ショッピングセンター

南アルプスビッグステージ

大規模小売店舗の所在地

南アルプス市在家塚四百七十一番地三

南アルプス市在家塚五百六十五番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号
	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役社長 内山一美	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
	株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌三	静岡県静岡市曲金六丁目六番五十九号
	株式会社ファーストリテイリング 代表取締役会長 柳井正	山口県山口市大字佐山七百七十七番地一

3 変更の年月日

平成十六年十月二十日

三 届出年月日

平成十六年十月二十八日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日

平成十六年十月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社進誠技興
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市寺部三百十番地
- 3 清算人の氏名 荻野茂幸
- 3 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第三八〇八号
- 4 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 5 処分の原因となった事実 平成十六年九月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 植野興業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 塩山市上於曾千八百九十六番地
 - 3 代表者の氏名 植野正人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一四)第九八五号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年九月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社飯田建材

- 2 主たる営業所の所在地 東八代郡中道町上曾根千八百七十八番地
- 3 代表者の氏名 飯田良輝
- 3 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五五四号
- 4 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 5 処分の原因となった事実 平成十六年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 協和建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田五千七百七十九番地
 - 3 代表者の氏名 長田文一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第五〇七五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年九月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 風間建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町市部五百二十二番地
 - 3 代表者の氏名 風間義一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一一)第二二〇七号

- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年十一月十八日

- 一 処分をした年月日 平成十六年十月十二日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 酒井建築
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市つる三丁目十番六号
 - 3 代表者の氏名 酒井昭房
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一）第八〇九五号
- 四 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年十一月十八日

- 一 処分をした年月日 平成十六年十月十二日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ケイエム
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町青柳町七百四十三番地一
 - 3 代表者の氏名 望月行光
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一）第六七一七号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年十一月十八日

- 一 処分をした年月日 平成十六年十月十八日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 旭工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下部千百三十番地一
 - 3 代表者の氏名 旭大三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一六）第一〇一三三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年十一月十八日

- 一 処分をした年月日 平成十六年十月十八日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 扶桑建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町大島千五百二十一番地
 - 3 代表者の氏名 田中鶴平
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一三）第一三三三三号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年十一月十八日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年十月十八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社山本工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大八田三千六百二十一番地
 - 3 代表者の氏名 山本一美
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一四)第三六二八号
 - 四 処分の内容 とび・土工工業、塗装工業、防水工業及び建具工業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年十一月十八日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年十月二十五日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大森建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町小室二千五百八十七番地
 - 3 代表者の氏名 大森菊雄
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一四)第一六二九号
 - 四 処分の内容 大工工業、屋根工業、タイル・れんが・ブロック工業、内装仕上工業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年十一月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十六年十月二十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 志村工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡道志村七千三百二十九番地
 - 3 代表者の氏名 志村君子
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第一三二六号
 - 四 処分の内容 塗装工業及び造園工業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年十月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の実施
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十六年十一月一日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
 平成十六年十一月十八日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 作業種類 公共測量(上石田地区路線測量)
 - 二 作業期間 平成十六年十一月十日から平成十七年二月十五日まで
 - 三 作業地域 甲府市上石田一丁目、富竹一丁目及び富竹二丁目

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十六年十一月十八日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 塩山市西広門田字村北四六六の一、下塩後字向原八九三の一、八九三の二、八九五の一、八九五の二、八九五の三、八九七、八九八の一、八九九の二、八九九の三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇八、九一〇、九一一の一、九一一の二、九一二の一、九一三の一、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九二〇の一、九二〇の二、九二一、九二二の一及び九二三並びに下塩後字天神平九四三の一の区域
 - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域

水路 次を図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び塩山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号 株式会社ケーヨー 代表取締役社長 林武夫

正誤

ページ	段	行	誤	正
五二四	上	五	限度	限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
五二四	上	八	限度及び	限度並びに
五二五	上	三	限度及び	限度並びに